

第 6 回 鳥 栖 市 ま ち づ くり 検 討 委 員 会

■ 日 時：平成 21 年 12 月 18 日（金）午後 1 時 30 分

■ 場 所：市役所 2 階第 3 会議室

会議次第：

1. 開 会
2. 議 事
 - (1) 地域自治組織の検討について
 - (2) 論点の整理について
 - (3) 今後の委員会の進め方について
 - (4) その他
3. 閉会

『配布資料一覧』

- 地域自治組織の検討について（資料 1）
- 論点の整理について（資料 2）
- 今後の委員会の進め方について（資料 3）

資料 1

第 6 回 鳥栖市まちづくり検討委員会

地域自治組織の検討について

平成 2 1 年 1 2 月 1 8 日

鳥 栖 市

1. 地域自治組織の検討事項

(1) 区域

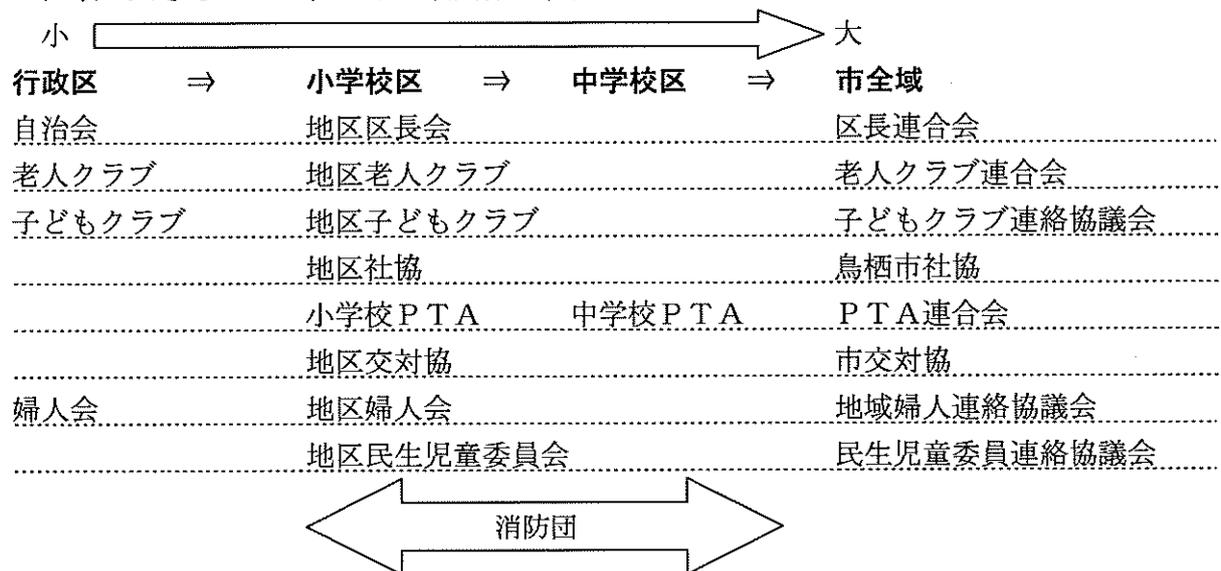
地域の課題として、特に防犯や防災が必要となっていることや、少子高齢化による対象者等の減少が想定されるため、今までの単位自治会から広域的な組織への対応が有効かつ必要となってきました。

○先進自治体の状況

- ・概ね小学校区を地域コミュニティの区域としています。

☆検討

区域の大きさによる、主な地域団体の状況



●本市の考え方

『小学校区を地域自治組織の範囲』としたい。

理由

- ・「近所」という生活感覚に最も近く、子どもの通学路等で、親や住民が身近に感じる区域となっています。
- ・身近な区域であるため、地域課題の共有が出来やすく、活動の企画・実践に取り組みやすくなります。
- ・現在も小学校区単位で区長連合会等の組織があり、また地区運動会などの行事も実施されており、現在でもまとまっている区域と考えます。

(2) 活動拠点

先進自治体においては、地域コミュニティの活動拠点として、地区公民館などの公共施設を利用されています。

☆検討

各地区における公共施設等の設置状況

	鳥栖地区	鳥栖北地区	田代地区	若葉地区	基里地区	麓地区	旭地区	合計
地区公民館	1	1	1	1	1	1	1	7
老人福祉センター	1	1	1	1	1	1	1	7
小学校	1	1	2	1	1	1	1	8
中学校	2		1		1	1		5
保育園(公立)	1	1			1		1	4
町区公民館	13	5	11	8	10	11	12	70

※町区公民館の数は、1町区に複数ある場合も1軒で積算しています。

●本市の考え方

7地区に地区公民館と老人福祉センターが各1箇所ずつ設置されているため、活動拠点としては、両施設を中心に活動を進めていきたい。

※地区公民館、地区老人福祉センターの設置状況等

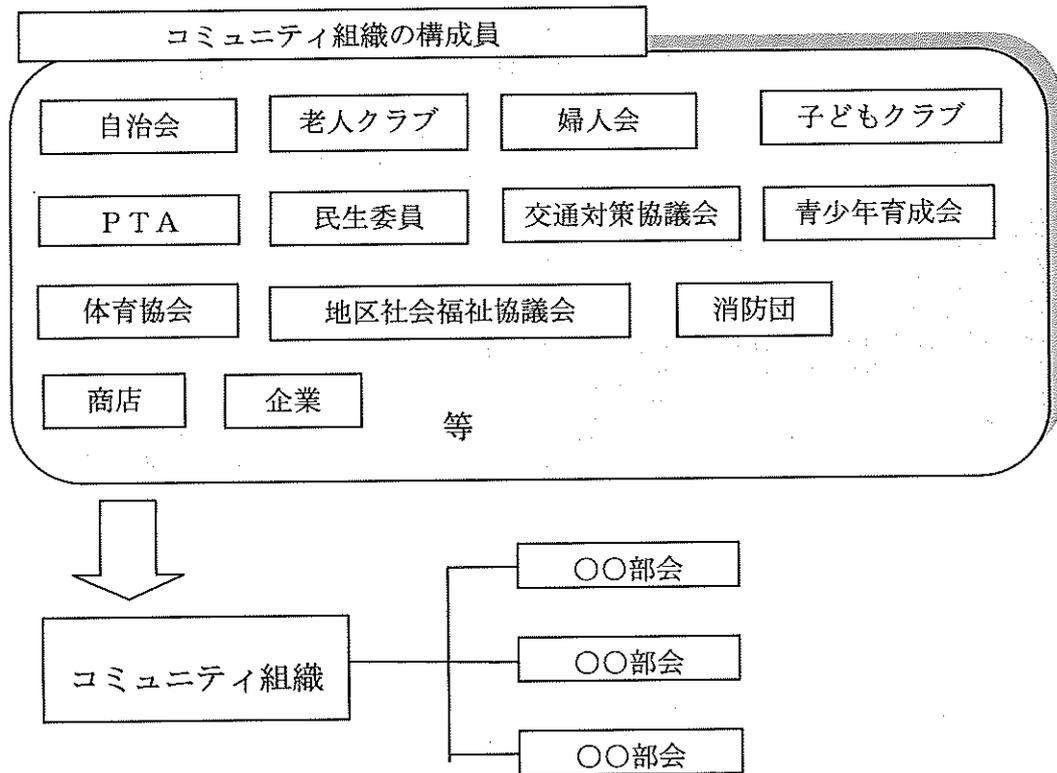
地区公民館		老人福祉センター		設置状況	備考
名称	建設年度	名称	建設年度		
鳥栖公民館	S53年度	鳥栖南老人福祉センター	S53年度	別場所	
鳥栖北公民館	S62年度	鳥栖中央老人福祉センター	H7年度	別場所	1階デイサービスセンター 2階老人福祉センター
田代公民館	S60年度	田代老人福祉センター	S55年度	別場所	
若葉公民館	H11年度	若葉老人福祉センター	H11年度	同一建物	館長・所長兼務 コミュニティセンター設置条例有
基里公民館	H4年度	基里老人福祉センター	S51年度	別場所	
麓公民館	S51年度	麓老人福祉センター	S51年度	同一建物	1階老人福祉センター 2階公民館
旭公民館	S53年度	旭老人福祉センター	S56年度	同一敷地内	

(3) 構成員及び組織体制

地域コミュニティを構成する構成員は、地域における連携を図るため、区域内の各種団体等を網羅することが必要です。

組織体制については、地域の課題ごとに対応するために、関係する各種団体で構成する部会制も選択肢と考えます。

【イメージ図】



※ 次ページに宗像市 南郷地区コミュニティ運営協議会の組織図を添付

宗像市 南郷地区コミュニティ運営協議会 組織図

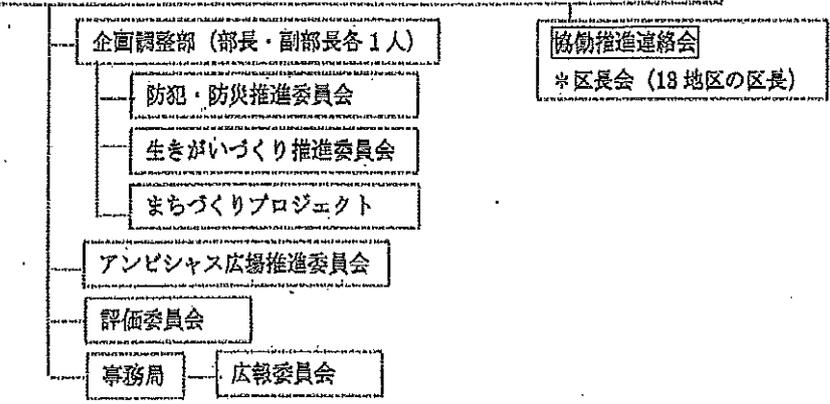
総会 (代議員 70人)

運営委員会 (37人)

*区長会	13人	*公民館活動部会	3人	*地域づくり部会	3人
*青少年育成部会	8人	*福祉会	2人	*民生・児童委員協議会	2人
*青少年指導員会	1人	*老人クラブ	2人	*このみ会	2人
*食生活改善推進会	2人	*小・中学校PTA	2人	*アンビシャス広場	1人
*生きがいつくり推進委員会	1人				

役員会 (11人)

*会長 1人 *副会長 1人 *部会長・部長 6人 *会計 1人



	活動内容	構成団体
生活環境整備部会	*生活環境整備・開発事業 *人権教育啓発活動 *環境保全事業・公害対策事業 *一斉清掃・ゴミ減量等事業*交通安全・防犯等対策事業	区長会・消防団 JA 南郷支店長 交通安全協会・(原町交番)
公民館活動部会	*自治公民館活動推進事業 *区子ども会活動事業 *生涯学習・スポーツ文化事業 *コミュニティ運営事業支援	区長会・各公民館長 体育指導員・各区子ども会)
青少年育成部会	*青少年育成事業 *子ども会活動推進事業 *地区内パトロール事業 *学校情報・開放事業支援	区長会・青少年指導員会 老人クラブ・公民館長 区青少年育成協議会 小中学校 PTA・区子ども会 民生児童委員協議会 体育指導員
健康福祉部会	*高齢者福祉事業 *障害者福祉事業 *健康づくり事業 *福祉ネットワーク事業 *世代間交流事業	区長会・福祉会・このみ会 福祉協力員・老人クラブ 食生活改善推進会 民生児童委員協議会
地域づくり部会	*地域産業の振興、特産品の開発、地元の農・工・商の振興 *まちづくり活動、むらおこし講座開催、地域まちづくり 支援 *地域行事の企画・実施	JA 青年部、女性部、研究部 商工会・恵商会 商工会青年部、女性部 唐津街道南郷協議会 許斐山愛好会・かのこの屋 許斐山大教保存会

(4) 鳥栖市の支援策

コミュニティ組織の設置・運営に伴い、鳥栖市としては行政支援を積極的に行っていく必要があります。

☆検討

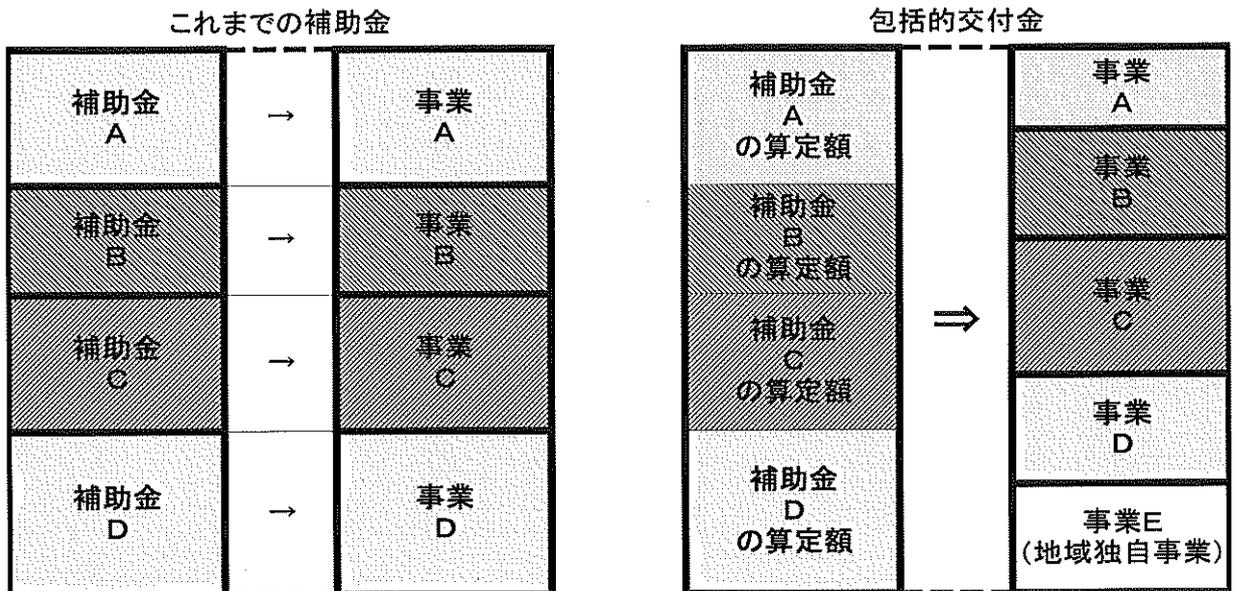
① 補助金等の再編成

それぞれの事業の担当課が単位自治会等に個別に支出している各種補助金の地区への編成・交付を検討します。

また、従来の補助金から、使途に自由性を持たせた包括的交付金とする検討も必要と考えます。

包括的交付金とすることで、より弾力的な事業執行ができるため、地域の自主性・自立性が促進される効果が見込まれます。

● 包括的交付金のイメージ

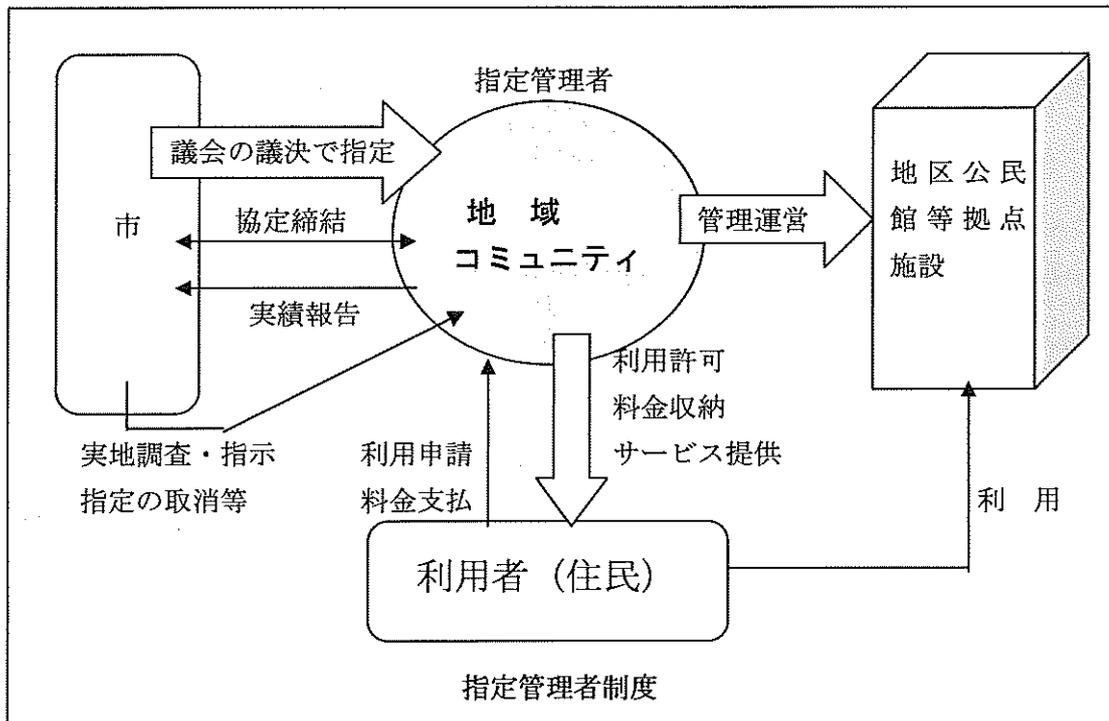


② 市民協働事業に関わる業務委託等の推進

市民協働の観点から業務委託等の検討を行っていきます。

- 地区公民館等の管理運営業務
- 公園の管理業務
- 行政の発行する文書等の配布業務

地域の拠点としての機能向上を図るため、活動拠点を予定している地区公民館等の管理運営業務を、コミュニティ組織を指定管理者とした指定管理者制度の導入を検討します。



③ 職員の派遣

コミュニティ組織の運営支援を行うために、活動拠点に職員を派遣することを検討します。

- 宗像市 活動拠点に週1回程度職員を派遣（設置当初は、週3回程度）
- 池田市 庁内公募のボランティア職員が、会議・イベント等に参加
- 北九州市 校区担当職員を設置し、会議・イベント等に参加
- 西都市 支所の職員が、事務局をサポート
- 薩摩川内市 活動拠点への嘱託職員（コミュニティ主事）の配置（月17日勤務）

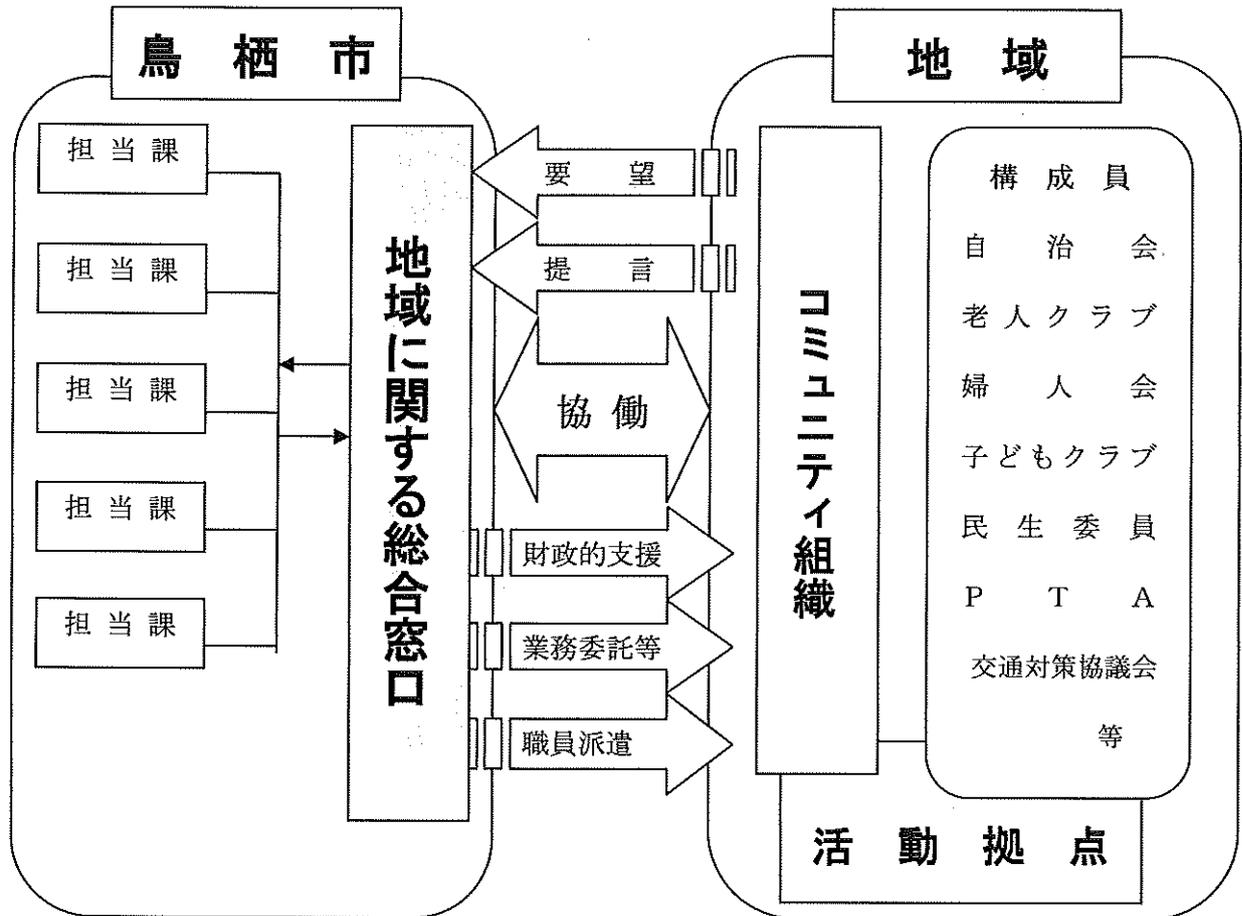
④ 窓口の一本化

現在、各事業が各課に張り付いていますが、コミュニティ組織に対して市の対応窓口を一本化することを検討します。

これは、「自治会に関するアンケート」において、行政に期待することを自由記載で尋ねた結果、一番多かった内容が、「市の迅速な対応、窓口の統一」であったことに対する対応です。

● 窓口一本化のイメージ

コミュニティ組織と鳥栖市の連携（イメージ図）



資料 2

第 6 回 鳥栖市まちづくり検討委員会

論点の整理について

平成 21 年 12 月 18 日

鳥 栖 市

論点の整理について

前回の会議までに委員会で提案された論点、整理された論点をまとめてみました。

番号	論 点	整 理
1	地域自治組織を設立するのか。	
2	地域自治組織の範囲をどう設定するのか。	
3	弥生が丘地区の取り扱いをどうするのか。田代地区と分けて進めるのか。	
4	地区の人口規模を考えて区域を設定することも検討しては？	
5	拠点施設はどこにするのか。	
6	現在の公民館や老人福祉センターで市が考えるサービスができるのか。宗像のような施設が必要なのでは。	
7	弥生が丘コミュニティ施設の建設は。	
8	現在の公民館や老人福祉センターの利用状況は飽和状態なので、他地区からの利用を制限するのか。	
9	現在の老人福祉センターの風呂の取り扱い	
10	地域自治組織の構成員はどのようなメンバーとするのか。	
11	構成員としての役割や位置付けを明確にすべき。	
12	地域活動をしたいのに都合でできない人をどう取り込むのか。また地域活動をしたくない人をどう啓発していくのか。	
13	地縁の組織だけではなく、ボランティア団体、障がい者団体、食生活改善推進委員、商工会、NPO等も構成員に取り込むべき。	
14	地域自治組織の組織体制はどのようなものにするのか。	
15	会長などの役員の権限、任期、報酬はどのくらいが適正なのか。	
16	コミュニティ組織の職員も地域から雇用すべき。	
17	現在の公民館や老人福祉センターの職員の役割分担をどうするか。	
18	部会の数は適正か。また最初から部会制とするのではなく、町区の連携から徐々に部会制へと移行する形がいいのでは。	
19	補助金の再編成	
20	市から団体に出ている助成金等の情報は公開すべき。	
21	町区に対する補助金を再編するには、バランスを取って、いかに配分するかが重要。	
22	市民協働に係る業務委託の推進	
23	職員の派遣	
24	窓口の一本化	
25	地域自治組織の設立に向けたスケジュールは。	
26	構成団体となる組織の役員の異動なども考慮し、意思決定や理解のための時間を十分確保すべき。	
27	既存の計画（福祉計画等）を活動内容にどう生かしていくか。	

1 総論

1 地域自治組織を設立するのか。

以下の4つの理由から地域自治組織を設立する。

- ① 一時的な行政あるいは行政区のスリム化
- ② 10年後の高齢化を乗り切る
- ③ 地域の繋がりを強化して「モレ」を少なくする
- ④ 地域団体同士でお互いの状況を「知らない」という状態を打破

2 各論

(1) 区域

2 地域自治組織の範囲をどう設定するのか。

小学校区は「近所」という生活感覚に最も近く、身近な区域であるため、地域課題の共有が出来やすく、活動の企画・実践に取り組みやすい。また現在も小学校区単位で区長連合会等の組織があり、また地区運動会などの行事も実施されており、現在でもまとまっている区域と考えられるため、小学校区ごとに地域自治組織を組織することが適当である。

3 弥生が丘地区の取り扱いをどうするのか。田代地区と分けて進めるのか。

田代地区の弥生が丘については、活動拠点が整備されるまで田代地区で活動し、弥生が丘地区に活動拠点が整備された時点で、田代地区から分離独立するものとする。

4 地区の人口規模を考えて区域を設定することも検討してみては？

小学校区の区域が適当であるため、人口規模を考えて区域を設定することは検討しない。

(2) 活動拠点

5 拠点施設はどこにするのか。

各地区にある地区公民館と地区老人福祉センターを一本化して、名称変更し拠点施設とする。地区公民館に本館的な機能を持たせ、地区老人福祉センターを分館的施設とする。

6 現在の公民館や老人福祉センターで市が考えるサービスができるのか。宗像のような施設が必要なのでは。

既存施設を利活用することで対応可能であり、市の財政状況を鑑みると、新たな専用施設の建設は難しい。

7 弥生が丘コミュニティ施設の建設は。

当委員会の議論、提言の範疇を超えるものである。

8 現在の公民館や老人福祉センターの利用状況は飽和状態なので、他地区からの利用を制限するのか。

9 現在の老人福祉センターの風呂の取り扱い

(3) 構成員及び組織体制

1 0 地域自治組織の構成員はどのようなメンバーとするのか。

地域における活動団体を網羅する。ただし地区によって活動する団体に相違があるため、その構成範囲は地区に委ねることとするが、構成員として必須の団体と地域において選択する団体の2段階で既存団体を取り込んでいく。

1 1 構成員としての役割や位置付けを明確にすべき。

構成員として取り込んでいく際に地域において検討する。

1 2 地域活動をしたいのに都合でできない人をどう取り込むのか。また地域活動をしたくない人をどう啓発していくのか。

構成員をできるだけ網羅的に選ぶことによって取り込んでいく。

1 3 地縁の組織だけではなく、ボランティア団体、障がい者団体、食生活改善推進委員、商工会、NPO等も構成員に取り込むべき。

地区によって活動する団体に相違があるため、その構成範囲は地区に委ねることとするが、可能な限り既存団体を取り込んでいく。

1 4 地域自治組織の組織体制はどのようなものにするのか。

地域自治組織における構成団体間の融合を進めるため、また構成団体の活動の強みを活かすため、部会型を導入する。

15 会長などの役員の権限、任期、報酬はどのくらいが適正なのか。

事務局長の処遇は厚くすることで要検討。

16 コミュニティ組織の職員も地域から雇用すべき。

コミュニティ職員は地域をよく知る地元から採用すること。

17 現在の公民館や老人福祉センターの職員の役割分担をどうするか。

18 部会の数は適正か。また最初から部会制とするのではなく、町区の連携から徐々に部会制へと移行する形がいいのでは。

構成員の範囲など地区で検討していく中で、構成団体の新組織での位置付けを明確にしながら部会構成を図っていく。

(4) 行政の支援

1.9 補助金の再編成

補助金を再編成し、枠内での配分・予算化は各地域自治組織で行うことができるように、また地域自治団体にとって使い方の裁量が大きい包括的交付金とする。

2.0 市から団体に出ている助成金等の情報は公開すべき。

補助金の再編のプロセスの中で明らかにする。

2.1 町区に対する補助金を再編するには、バランスを取って、いかに配分するかが重要。

既存の補助金で単位自治会等に交付しているもので、単位自治会等の財源となっているものは再編の対象としない。

2.2 市民協働に係る業務委託の推進

委託料は地域自治組織の活動財源となるため、地域自治組織への業務委託を推進する。ただし既に単位自治会等に委託され、単位自治会等の財源となっているものは地域自治組織へ委託先を変更することはしない。

2.3 職員の派遣

地域自治組織を指導していけるようなスキルを持った職員を派遣すること。ただし行政の組織体制や派遣される職員の人数、派遣の頻度、役割などは行政であらかじめ明確化しておくこと。

2.4 窓口の一本化

地域自治組織からの要望や意見等を一元的にワンストップで受け付ける窓口を行政に設置する。

(5) その他

25 地域自治組織の設立に向けたスケジュールは。

平成22年度は準備期間とし、平成23年度から地域自治組織での活動を本格実施とする。

26 構成団体となる組織の役員の異動なども考慮し、意思決定や理解のための時間を十分確保すべき。

平成22年度の準備期間で確保される。

27 既存の計画（福祉計画等）を活動内容にどう生かしていくか。

今後行政内部で関係課と協議を進めていく中で、論点となったり情報提供すべき点があれば出す。

資料 3

第6回 鳥栖市まちづくり検討委員会

今後の委員会の進め方について

平成21年12月18日

鳥 栖 市

今後の委員会の進め方について

○ 第6回検討委員会

平成21年12月18日（火）午後1時30分～ 2階第3会議室

- ・ 地域自治組織の検討について
- ・ 論点の整理について
- ・ 今後の委員会の進め方について

○ 第7回検討委員会

平成22年 1月15日（金）午後1時30分～ 2階第3会議室

- ・ 鳥栖市の「地域づくりのあり方」に関する提言（案）について

○ 第8回検討委員会（新規追加）

平成22年 2月 8日（月）午後1時30分～ 2階第3会議室

- ・ 鳥栖市の「地域づくりのあり方」に関する提言（最終案）について
- ・ 市長への提言（午後2時 2階第1会議室）